

日中活動系サービスの種類について

1 就労選択支援事業

【サービス内容】

- 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【対象者】

- 就労移行支援事業または就労継続支援事業の利用を希望する方
※特別支援学校生徒等で令和8年4月より就労継続支援B型事業の利用を希望する方は、原則利用する必要があります。

2 就労移行支援事業

【サービス内容】

- 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 標準期間（24ヶ月）内での利用です。

【対象者】

- 就労を希望し、就労訓練等が必要な65歳未満の方

3 就労定着支援

【サービス内容】

- 一般就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるよう企業・自宅等への訪問や来所により連絡調整や指導・助言を行います。

【対象者】

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方

4 就労継続支援事業（A型）

【サービス内容】

- 一般企業等への就労に結びついていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に「働く場」を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。最低賃金が保証され、保険などの加入もあります。

【対象者】

- 一般企業等への就労に結びついていない方で、65歳未満の方

5 就労継続支援事業（B型）

【サービス内容】

- 一般企業等での就労が困難な方等に、「働く場」を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- (1) 就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方
- (2) 50歳以上の方または障害基礎年金1級受給の方
- (3) 就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する方

6 生活介護事業

【サービス内容】

- 常に介護を必要とする方に日中、入浴・排泄・食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
(区立福祉園では入浴施設は設置していません)

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- (1) 障害支援区分3以上の方
- (2) 50歳以上で、区分2以上の方

★ 重症心身障害者通所事業

【サービス内容】

- 重症心身障害者通所事業は、生活介護事業の中で東京都の補助を受けて、実施しています。対応する医療的ケア等の範囲は、「経管栄養、吸引、吸入等で指導医から施設での実施が認められた行為」です。

【対象者】

- 生活介護事業の対象者で18歳以上の医療的ケア等を要する重症心身障害者

7 自立訓練事業

◆機能訓練

【サービス内容】

- 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】

- 上記の支援が必要な障害者

◆生活訓練

【サービス内容】

- 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】

- 上記の支援が必要な障害者

8 地域生活支援事業

地域活動支援センターⅢ型

【サービス内容】

- 相談や創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行います。

【対象者】

- 上記の支援が必要な障害者